と、」に、「一・〇四」を「一・〇五」に、「〇・九六」を「〇・九七」に、

平成十六年四月一日から平成十七年四月一日までの日	〇・九八
平成十七年四月一日から平成十八年四月一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年四月一日までの日	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年四月一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年四月一日までの日	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年四月一日までの日	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年四月一日までの日	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年四月一日までの日	〇・九九
平成二十四年四月一日から平成二十五年四月一日までの日	一・〇〇

を

平成十六年四月一日から平成十七年四月一日までの日	〇・九八
平成十七年四月一日から平成十八年四月一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年四月一日までの日	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年四月一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年四月一日までの日	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年四月一日までの日	一・〇〇
平成二十二年四月一日から平成二十三年四月一日までの日	〇・九九
平成二十三年四月一日から平成二十四年四月一日までの日	〇・九九
平成二十四年四月一日から平成二十五年四月一日までの日	一・〇〇

に改める。

平成十六年四月一日から平成十七年四月一日までの日	〇・九九
平成十七年四月一日から平成十八年四月一日までの日	〇・九八
平成十八年四月一日から平成十九年四月一日までの日	〇・九八
平成十九年四月一日から平成二十年四月一日までの日	〇・九八
平成二十年四月一日から平成二十一年四月一日までの日	〇・九八
平成二十一年四月一日から平成二十二年四月一日までの日	〇・九九
平成二十二年四月一日から平成二十三年四月一日までの日	一・〇〇
平成二十三年四月一日から平成二十四年四月一日までの日	一・〇〇
平成二十四年四月一日から平成二十五年四月一日までの日	一・〇〇
平成二十五年四月一日から平成二十六年四月一日までの日	一・〇〇
平成二十六年四月一日から平成二十七年四月一日までの日	一・〇〇

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十七年七月以前の月分の雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第四条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「平成二十二年改正前船員保険法」という。）による障害年金及び遺族年金の額、同月三十一日以前の日に係る平成二十二年改正前船員保険法による職務上の事由又は通勤による傷病手当金の額並びに同月三十一日以前に支給すべき事由の生じた平成二十二年改正前船員保険法による障害手当金並びに平成二十二年改正前船員保険法第四十二条から第四十二条ノ三まで及び第五十条ノ七に規定する一時金の額（障害前払一時金及び遺族前払一時金の最高限度額を含む。）については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○厚生労働省令第百二十五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十九条（同法附則第五条第八項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年七月二十九日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

船員保険法施行規則の一部を改正する省令

船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のように改正する。

第百五十条中「平成二十六年八月一日」を「平成二十七年八月一日」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

別表第五中「二四・五八」を「二一・六五」に、「二一・七三」に、「二〇・四三」を「二〇・五〇」に、「一九・五四」を「一九・六二」に、「一八・四三」を「一八・五〇」に、「一七・七九」を「一七・八六」に、「一七・五三」を「一七・六〇」に、「一六・四七」を「一六・五三」に、「一五・五〇」を「一五・五五」に、「一三・八六」を「一三・九一」に、「一二・四七」を「一二・五二」に、「一一・二四」を「一一・二八」に、「一〇・一五」を「一〇・一八」に、「九・二九」を「九・三二」に、

昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・四三

を

昭和四十一年四月一日から昭和四十二年三月三十一日まで	八・四六

に、「七・五九」を「七・六一」に、「六・七二」を「六・七四」に、「五・八七」を「五・九〇」に、「五・〇五」を「五・〇七」に、「四・四三」を「四・四四」に、「三・八三」を「三・八五」に、「三・二三」を「三・二四」に、「二・二二」を「二・二三」に、「一・八二」を「一・八二」に、「一・五三」を「一・五四」に、「一・四七」を「一・四七」に、「一・三九」を「一・四〇」に、「一・三一」を「一・三二」に、「一・二七」を「一・二八」に、

昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・二四

を

昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	一・二五

に改める。